



- I. M&Aにおけるデータプライバシー・デュー・ディリジェンス
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート(2019年7月分)

2019年  
8月26日号

## I. M&Aにおけるデータプライバシー・デュー・ディリジェンス

執筆者: 河合 優子

日本の個人情報保護法や不正競争防止法にとどまらず、欧州におけるGDPR(General Data Protection Regulation)や、米国カリフォルニア州におけるCCPA(California Consumer Protection Act、2020年1月発効予定)等、国内外のデータ保護規制への対応が必要な日本企業は数多く存在し、各社それぞれの準備が求められている。また、近時、グローバル企業による過去のデータ漏洩に関して巨額の制裁金が課される事例が立て続けに公表されるなど、企業による個人情報・データ保護規制の遵守の重要性は高まるばかりである。

このような状況において、企業が合併・買収等(M&A)を行う場合、個人情報保護・データ保護に関し十分な配慮や検討を行うことが重要である。具体的には、法的監査で対象会社における個人情報保護・データ保護規制の遵守状況を確認すること(データプライバシー・デュー・ディリジェンスの実施)のほか、当該M&Aのプロセス自体を個人情報保護・データ保護規制に遵守させることや、M&A実行後のデータ利活用の観点から事前検討を行うことが必要である。

そこで本稿では、M&Aおよびデータ保護法制の両分野における実務に照らし、日本企業がM&Aを行う際の、データ保護規制に関する主な留意点を概観する。

### 1 データプライバシー・デュー・ディリジェンス

#### (1) 適用法令等の確認

まず、対象会社およびそのグループ会社に適用されるデータ関連法を確認する必要がある。例えば、対象会社が日本法人であっても、EEA域内の個人を対象とするBtoCビジネスを行っている場合、GDPRが直接適用され得る。また、対象会社が日本法人であって米国に完全子会社を有しており、当該子会社がカリフォルニア州でビジネスを行っている場合、当該子会社だけでなく対象会社本体もCCPAの適用対象となる可能性がある。対象会社が米国法人である場合、その業種により適用法令が異なる。また、日本の個人情報保護法との関係では、業種によって関連するガイドラインが異なるし、越境データ移転を行っている対象会社であれば、越境データ移転に関する規制に服する場合がある。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

これらの適用法令等については、対象会社が完全に把握している場合は別として、対象会社およびそのグループ会社の事業内容、事業拠点、取引商流等を把握することに伴って買収者側が確認できるようになるケースも多い。

## (2) 適用法令等の遵守状況の確認

次に、対象会社が各適用法令を遵守しているかについて確認を行う。各国のリーガルアドバイザーと協働して効率的に進めるためには、確認すべき視点がある程度揃えておくことも重要である。

日本の個人情報保護法の遵守状況を確認する際のごく一般的な視点としては、以下のような事項が挙げられる。

- ・ 取得・保有する情報の種類、管理・保管状況
- ・ 利用目的、利用目的の通知・公表の状況、利用態様
- ・ 安全管理措置の内容・実施状況
- ・ 第三者へのデータ提供の状況と方策
- ・ 第三者からのデータ受領の状況と方策
- ・ 監督義務・記録確認義務の履行状況
- ・ 削除・利用停止請求・苦情等への対応体制・対応状況
- ・ 過去の情報漏洩等の有無・内容

上記のほか、GDPR の遵守状況を確認する場合には、対象会社によるデータマッピングの開示を受けた上で、それが GDPR30 条の記録義務の要件を満たすものであるか、処理が適法かを確認するとともに、プライバシーポリシーの記載・提供が適切か、また当該記載が実態に整合しているか、そして、必要十分な内容のデータ処理契約が締結されているか、越境データ移転に関する規制に対応できているか、GDPR を遵守し、データ漏洩やデータ主体による権利行使等に対応するためのコンプライアンス・プログラムが整備されているかといった点を確認している。

また、今後 CCPA が施行された場合には、その遵守状況を確認するために、同じく対象会社によるデータマッピングの開示を受けた上で、第三者へのデータ提供の状況と方策を確認するとともに、プライバシーポリシーの記載が適切か、また当該記載が実態に整合しているか、CCPA を遵守し、データ主体による権利行使等に対応するためのコンプライアンス・プログラムが整備されているかを確認することが考えられる。

もちろん、適用法令、監督機関等による執行状況、対象会社の業種やビジネスモデルとその取扱うデータの種類や量、M&A のストラクチャによって、確認する具体的項目やその粒度・重要度は異なるが、対応にあたってはチェックリストの標準形を整備しておくことが有益である。

また、個人情報保護・データ保護の文脈においてリスクが顕在化する場合は、データ漏洩の場面である。そのため、法的な検討に加えて、情報セキュリティの水準が十分なものであるか、技術的な観点からの確認も重要になってくる。

## (3) リスク評価と M&A 契約への反映

対象会社が適用法令等を遵守していない場合、そのリスクは、不遵守を理由とする罰金・課徴金や損害賠償等にとどまらない。むしろ、レピュテーションの毀損を回避するために M&A 実行後速やかに遵守体勢を整備するのであれば、その対応コスト(人的・時間的・金銭的なコスト)が最も現実的なリスクとなるだろう。

また、データの漏洩が及ぼす影響や課徴金等の金額は膨大になり得る一方で、時間的制約の下で実施するデュー・ディリジェンスにおいては、潜在的な漏洩の可能性を完全に把握することは難しい。したがって、事案に応じ、M&A 契約において、データ保護規制に違反している状態を解消することをクロー징条件とする、将来的なデータ漏洩の場合に備えて価格調整条項を設ける、データ保護規制違反に関連・起因する損害賠償額の上限額を他の損害賠償額とは別枠とする、といった選択肢を検討することになる。

## 2 M&A 実行後のデータ利活用

対象会社の保有するデータが買収者側にとって魅力的なものである事案ほど、対象会社が単に個人情報保護・データ保護規制を遵守しているかという観点にとどまらず、当該データについて、買収者側が想定する利活用が実現可能か、あるいは、採用予定

の M&A ストラクチャとの関連でどのような手当をするべきか、といった観点が重要となってくる。

例えば、日本の個人情報保護法においては、合併や事業譲渡など、事業承継型の M&A が実行されると、消滅会社や被承継会社が保有していた個人データは存続会社や承継会社に移転する(同法 23 条 5 項 2 号)。かかる移転は第三者への提供にあらず、本人の同意を得る必要はない(要配慮個人情報に関する個人データも同様である)。ただし、存続会社や承継会社は、当該個人データを、M&A の実行前に消滅会社・被承継会社が定めていた利用目的の範囲内でしか利用することはできない(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン 通則編 52 頁)。

他方、株式譲渡など、事業非承継型の M&A が実行されても、法人格自体には変動がないため、自動的に個人データの移転が生じることはなく、本人の同意を得る、共同利用(個人情報保護法 23 条 5 項 3 号)の方法によりデータを移転させる、あるいは匿名加工情報を作成するといった対応を検討する必要がある。

## II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート(2019 年 7 月分)

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子

### 1 日本

2019 年 7 月 9 日、「[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る中間整理に関するパブコメ結果](#)」が発表され、137 の団体・事業者または個人から延べ 525 件の意見が公表された。提出意見の多かったテーマは、多い順に、利用停止等、オプトアウト・名簿屋、漏洩報告およびターゲティング広告。

### 2 米国

2019 年 7 月 25 日、ニューヨーク州のデータ侵害通知法(侵害時の対応について規律する法。[General Business Law 899-aa](#))を改正する [The Stop Hacks and Improve Electronic Data Security Act](#)(いわゆる SHIELD Act)が成立した(2020 年 3 月発効予定)。SHIELD Act においては、例えば、①一定の私的情報(private information)に対する無権限での取得(acquisition)に加えてアクセス(access)も含まれる形で、「データ侵害」の定義が拡張されるほか(§ 3, 1., (c))、②ニューヨーク州でビジネスを営んでいるか否かにかかわらず、ニューヨーク州の居住者(residents)の私的情報を取扱う事業者において、データ侵害対応や合理的なセーフガード措置を講じることが求められることとなる(§ 3, 2., § 4, 2.)。

全米各州ではデータ侵害通知法が定められているが、CCPA の影響を受けて、データ侵害対応のみならずプライバシー保護一般について定める法案を議論している州があり、既に成立に至った州もある。

2019 年 5 月 29 日、ネバダ州で、包括的なプライバシー保護法([Senate Bill 220](#))が成立した。同法は CCPA よりも早い 2019 年 10 月 1 日に発効予定である。同法は、一定の例外の下、CCPA よりも広く適用範囲が定められている一方で(NRS 603A.330, clause 1)、保護対象となる消費者の情報は、特定の消費者を識別できる情報に限られている(NRS 603A.320)等の特徴を持つ。もし同法の適用がある場合、①Privacy Notice の見直しと、②opt out 権が発生する売却がないか等を検討する必要が生じ得る。

また、2019 年 6 月 6 日、メイン州でも、[An Act To Protect the Privacy of Online Customer Information](#) が新たに成立した(2020 年 7 月 1 日発効予定)。同法は基本的に、同州内に所在する、Broadband Internet access service を提供する事業者に対して適用される。

### 3 欧州(EEA)

2019 年 7 月 3 日、英国のデータ保護監督機関が「[Cookie および類似のテクノロジーの使用に関するガイダンス](#)」を公表し、自身のウェブサイトでのクッキーの同意の取得方法を変更した。日本でも、ウェブサイトの閲覧時に Cookie の使用状況について説明するポップアップが表示されるサイトが増えているが、上記のガイダンスによれば、そのほとんどは GDPR 対応としては不十分であるということになる。

2019 年 7 月 10 日、欧州データ保護評議会が「[ビデオ機器を通じた個人データの処理についてのガイドライン\(案\)](#)」を公表し、

2019年9月9日まで意見募集手続が行われている。日本企業としては、現地拠点での監視ビデオの運用がGDPRの要件を満たすものであるか今一度確認する必要がある。また、日本でビデオ画像の取扱いを検討するに当たって、欧州の議論が参考になり得ると考えられる。

2019年7月29日、欧州司法裁判所は、ウェブサイトの運営者による Social Plug-in の設置について、当該運営者が、データの収集および(SNS への送信による)開示に関する活動に関して管理者(Controller)としての責任を負い、そのデータ処理の範囲で同意を取得するとともに、情報開示を行う必要があると判断している([Case C-40/17, Fashion ID GmbH & Co. KG v. Verbraucherzentrale NRW eV, ECLI:EU:C:2019:629](#))。ウェブサイトを運営している場合に、SNS へのデータ送信後は何らデータを保持していない場合であっても、Social Plug-in を設置していることがトリガーとなって GDPR にいう同意取得と Privacy Notice の提供が必要となり得ることが明確となった点で、重要な判決である。詳細は、[当事務所ヨーロッパニュースレター2019年8月23日号](#)をご覧ください。

## 4 セルビア

セルビア議会で2018年11月に制定された新しい個人データ保護に関する法律が、2019年8月21日から施行される。これにより、2008年から適用されていた現行法は廃止される。また、セルビアのデータ保護当局は、新法におけるデータ管理者の権利義務について詳述する複数の細則を承認した。この法律は、セルビアのEU加盟に向けたプロセスの一環として制定されたこともあり、GDPRの原則を取り入れているところも多いが、例えば、GDPRにおける前文がない、GDPRのような巨額の罰金が定められていないなど、一部の点でGDPRとは異なる、新たな規制である点には留意が必要である。

## 5 中国

2019年7月5日、中国の全国人民代表大会常務委員会は新たな中華人民共和国暗号法案を公表し、2019年9月2日まで意見募集手続が行われている。本法案では、暗号を国家秘密情報の安全保護に用いられるコア暗号(極秘レベルの国家秘密が対象)、普通暗号(機密レベルの国家秘密が対象)、および国家秘密以外の情報の安全保護に用いられる商用暗号の三つに区分して規制がなされており、例えば、商用暗号については国が検査認証システムを創設し、一部の商用暗号サービスの提供者に対して安全認証の取得等を義務付けるほか、暗号化された情報の窃盗、暗号保障システムへの違法アクセス等を禁止する。本法案は情報セキュリティの観点からも重要であり、中国において暗号製品やサービスを使用する企業は今後の動向を注視する必要がある。

## 6 スリランカ

スリランカには、銀行法、電気通信法、知的財産法など特定の分野についてはデータ保護規制があるが、これまで分野横断的なデータ保護法令はなかった。今般、スリランカの The Ministry of Digital Infrastructure and Information Technology により、「[個人データ保護法案の枠組み](#)」が公表され、意見募集手続(2019年7月1日まで)や Independent Review Committee のレビュー等に付されている。今後の動向を注視する必要がある。

## 7 アラブ首長国連邦(ドバイ)

アラブ首長国連邦の DIFC(Dubai International Financial Centre)当局により、2007年から適用されている現行法に置き換わる[新しいデータ保護法](#)が提案されており、DIFC ウェブサイトにて2019年8月18日まで意見募集手続が行われた。今回の改正案は、国際規模で事業を行う DIFC の企業に一貫性および親和性を持たせるため、データ保護に関する事実上の世界標準となっている GDPR と整合させるとともに、最新の関連法の進展と DIFC 固有の要請を反映する変更を加えることを意図したものである。DIFC でビジネスを行っている、または行うことを検討している企業は、今後の動向を注視する必要がある。





いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_iwase@jurists.co.jp](mailto:h_iwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT分野では、国内および外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外のM&Aや企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや  
**石川 智也**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[n\\_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n_ishikawa@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。グローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。特に、GDPR対応については150社を超える日系企業へのアドバイス経験を有し、関連する講演・執筆記事も多数。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y\\_kawai@jurists.co.jp](mailto:y_kawai@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、データ関連法制、ライセンス・電子商取引その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転や医療・遺伝子関連データの取得等を含む多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>